

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
26	小城市 中国残留邦人の福祉に関する事務(支援給付金) 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

小城市は、中国残留邦人の福祉に関する事務(支援給付金)における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

現在、中国残留邦人の福祉に関する事務の対象者がいないので、特定個人情報ファイルは所有していない。

評価実施機関名

佐賀県小城市長

公表日

令和8年3月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	中国残留邦人の福祉に関する事務(支援給付金)
②事務の概要	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付金又は配偶者支援金の支給に関する事務を行う。 配偶者支援金の決定又は実施、配偶者支援金に要する費用の返還又は徴収に係る事実の審査
③システムの名称	中間サーバシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
該当者なし	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	(1)番号法第9条第1項別表 95の項 (2)番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第48条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 (1)番号法第19条第8号 (2)番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 125の項 【情報提供の根拠】 (1)番号法19条第8号 (2)番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 13、14、18、28、37、40、42、48、49、59、63、69、74、75、76、89、96、108、125、132、141、144、151、155、158、161、167、168、169、170、171、172の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	健康福祉課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉課 TEL 0952-37-6106
9. 規則第9条第2項の適用	
適用した理由	[]適用した

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人未満(任意実施)]
	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年1月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]
	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年1月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]
	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)	
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]
	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用	
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]
	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]
	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月26日	I 8連絡先	福祉課 TEL 0952-37-6107	社会福祉課 TEL 0952-37-6107	事後	
令和2年5月29日	1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年1月1日 時点	令和2年1月1日 時点	事後	
令和2年5月29日	2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年1月1日 時点	令和2年1月1日 時点	事後	
令和2年5月29日	8. 監査 実施の有無	自己点検	内部監査	事後	
令和2年5月29日	I 4②法令上の根拠	119の項	120の項	事後	
令和2年5月29日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	取扱	取扱い	事後	
令和2年5月29日	利用の根拠	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第15条、生活保護法(昭和25年法律第144号)第7条、第19条、第24条、第56条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条第1項 別表第一 63の項	(1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一 63の項 (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第48条	事後	
令和2年5月29日	情報連携の根拠	(照会)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第7号 別表第二 87の項 (提供)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第7号 別表第二 9, 10,14,16,18,20,24,26,53,70,87,108,116,119の項	【情報照会の根拠】 (1)番号法第19条第7号 別表第二 87の項 (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第44条 【情報提供の根拠】 (1)番号法19条第7号 別表第二 9, 10,14,16,18,20,24,26,42,53,70,87,94,108,116,120の項 (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令	事後	
令和3年3月31日	1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年1月1日 時点	令和3年1月1日 時点	事後	
令和3年3月31日	2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年1月1日 時点	令和3年1月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月31日	I 1.②事務の概要	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付金又は配偶者支援金の支給に関する事務を行う。 配偶者支援金の決定又は実施、配偶者支援金に要する費用の返還又は徴収に係る事実の審査 【都道府県知事等が照会する情報】 「地方税関係に関する情報」 要支援者及び被支援者であった者の個人住民	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付金又は配偶者支援金の支給に関する事務を行う。 配偶者支援金の決定又は実施、配偶者支援金に要する費用の返還又は徴収に係る事実の審査	事後	
令和3年3月31日	I 4.②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 (1)番号法第19条第7号 別表第二 87の項 (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第44条 【情報提供の根拠】 (1)番号法19条第7号 別表第二 9, 10,14,16,18,20,24,26,42,53,70,87,94,108,116,120の項 (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令	【情報照会の根拠】 (1)番号法第19条第7号 別表第二 87の項 (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第44条 【情報提供の根拠】 (1)番号法19条第7号 別表第二 9, 10,14,16,18,20,24,26,42,53,70,87,94,108,116,120の項 (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令	事後	
令和5年3月6日	4.情報共有ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(1)番号法第19条第7号 別表第二 87の項 (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第44条 【情報提供の根拠】 (1)番号法19条第7号 別表第二 9, 10,14,16,18,20,24,26,42,53,70,87,94,108,116,120	(1)番号法第19条第8号 別表第二 87の項 (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第44条 【情報提供の根拠】 (1)番号法19条第8号 別表第二 9, 10,14,16,18,20,24,26,42,53,70,87,94,108,116,120	事後	
令和7年3月25日	I 3 法令上の根拠	(1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号以下「番号法」という。) 第9条第1項 別表第一 63の項	(1)番号法第9条第1項別表 95の項 (2)番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第48条	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月25日	I 4②法令上の根拠	<p>【情報照会の根拠】</p> <p>(1) 番号法第19条第8号 別表第二 87の項</p> <p>(2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第44条</p> <p>【情報提供の根拠】</p> <p>(1) 番号法19条第8号 別表第二 9, 10,14,16,18,20,24,26,42,53,70,87,94,108,116,120の項</p> <p>(2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命</p>	<p>【情報照会の根拠】</p> <p>(1) 番号法第19条第8号</p> <p>(2) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 125の項</p> <p>【情報提供の根拠】</p> <p>(1) 番号法19条第8号</p> <p>(2) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 13、14、18、28、37、40、42、48、49、59、63、69、74、75、76、89、96、108、125、132、141、144、151、155、158、161、167、168、169、170、171、172の項</p>	事後	
令和7年3月25日	II 1 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年1月1日 時点	令和7年1月1日 時点	事後	
令和7年3月25日	II 2 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年1月1日 時点	令和7年1月1日 時点	事後	
令和8年3月31日	I 5① 部署	社会福祉課	健康福祉課	事後	
令和8年3月31日	I 7 請求先	社会福祉課	健康福祉課	事後	
令和8年3月31日	I 8 連絡先	社会福祉課 TEL 0952-37-6107	健康福祉課 TEL 0952-37-6106	事後	
令和8年3月31日	II 1 対象人数	令和7年1月1日時点	令和8年1月1日時点	事後	
令和8年3月31日	II 2 取扱者	令和7年1月1日時点	令和8年1月1日時点	事後	